

## 【期間限定特別】 スタッフ紹介報奨金制度

安定的な事業運営を行う上で従業員の充足は不可欠です。在職の社員の皆さまのご親戚・友人・知人等で当社に入社される方をご紹介いただくと報奨金を支給する制度です。

### 記

- 1.対象社員 全社員
- 2.対象職種 介護職 / 介護支援専門員職(ケアマネージャー) / 看護職(看護師・准看護師)  
※勤務場所に関しては、資格の有無・居住地を考慮しますのでご相談ください  
※対象職種以外の紹介は通常の「スタッフ紹介報奨金制度」を適用します
- 3.報奨金額 ① 正社員の場合・・・ **100,000円** 通常 50,000円  
②パート社員を紹介の場合  
社会保険加入以上・・・ **60,000円** 通常 30,000円  
※5.の判定日により確定した身分に応じて報奨金額を決定する  
※身分変更等により報奨金が不支給となる場合がある  
※入社後の勤務実績(休職・欠勤・遅刻早退等)を考慮して、不支給又は減額する場合がある  
がある
- 4.当制度適用期間 **令和5年5月1日～令和5年8月1日入社限定**  
**令和5年4月29日以降の申請分より対象**  
※上記期間外の入社は通常制度適用となります
- 5.判定日 入社日より3ヶ月経過した日の翌月月初
- 6.支払日 年2回、6月・12月支払給与にて支給  
8/2～2/1入社 → 5月分給与(6月支払分)に加算  
2/2～8/1入社 → 11月分給与(12月支払分)に加算
- 7.申請方法 **【別紙①】「スタッフ紹介シート」を提出** (紹介者→所属長→本社に提出)  
《提出期限:入社日から1ヶ月以内》
- 8.支払条件 1.別紙①の紹介シートは紹介者本人が記入の上、提出すること  
2.報奨金支給日に紹介者、被紹介者両名が在籍していること
- 9.取得権の消滅 別紙①が期限内に提出されなかった場合は、当該制度対象外とする
- 10.対象者の制限 以下の場合は報奨金の対象としない  
1.会社及びグループ会社に過去1年以内に在籍していたスタッフを紹介し、再雇用となる場合  
2.その他会社が非対象と判断した場合

令和5年4月29日施行